

全自動貸金庫規定

相愛信用組合

第1条 格納品の範囲

(1) カード式貸金庫（以下貸金庫といいます）には、次に掲げるものを格納することができます。

1. 公社債券・株券その他有価証券
2. 預金通帳・証書、契約証書、権利書その他の重要書類
3. 貴金属、宝石その他貴重品
4. 全各号に掲げるものに準ずると認められるもの

(2) 前項各号に掲げるものについても、相当の理由があるときは格納をお断りすることがあります。

第2条 契約期間等

この契約の期間は1年間とし、契約期間満了日までに借り主または当組合から解約の申し出をしないかぎり、この契約は期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。

第3条 使用料

1. 貸金庫使用料は、契約時に1年分を前払いいただき、以降、契約期間終了日に属する月の当組合所定日に口座振替により1年分を前払いしていただきます。
2. 使用料は諸般の情勢により変更することがあります。変更後の使用料は変更日以降最初に継続される契約期間から適用されます。
3. 契約期間中に解約があった場合は、解約日の属する月の翌月から前払い分の使用料を月割り計算でお返しします。

第4条 鍵の保管

貸金庫に付属する鍵正副2本のうち、正鍵は借主が保管し、副鍵は当組合立会いの上、借主が「貸金庫副鍵袋」を封印し当組合が保管します。

第5条 貸金庫の開閉等

1. 借主に「貸金庫カード」（以下カードという）を発行します。
2. 開庫にあたっては、借主がカードを操作機に挿入し、届出の暗証番号をボタンにより操作のうえ、正鍵を使用し取り扱ってください。
3. 停電、故障等によりカードによる貸金庫開閉ができないときは、所定の「貸金庫非常開庫票」に必要事項を記入のうえカードと共に窓口に提出してください。
4. 貸金庫格納品の出し入れは、所定の場所で行ってください。
5. 貸金庫の利用後は、施錠を確認のうえ、退出してください。

第6条 届出事項の変更等

1. カードまたは届出印を喪失・毀損、または届出印、名称、代表者、住所、カードの暗証番号その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によってご利用店に届け出てください。
この届出の前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。
正鍵を喪失・毀損したときも同様とします。
2. 届出のあった名称、住所にあてて当組合が通知または送付書類を発送した場合には、延着または到着しない場合でも通常到達したものとみなします。

第7条 カード、届出印、鍵の喪失時等の取扱

1. カード、届出印もしくは正鍵を喪失した場合の貸金庫の開閉は、当組合所定の手続きをした後に行なってください。
2. 正鍵を喪失または毀損した場合は、錠前等の取替に要する費用をお支払いいただきます。なお、当組合が貸金庫の変更を求めたときは、直ちにこれに応じてください。
3. カードを喪失または毀損した場合、カードの再発行費用をお支払いいただき、当組合所定の手続きをした後に再発行いたします。

第8条 暗証番号、印鑑照合等

1. 当組合が発行したカードと届出の暗証番号により貸金庫の開庫の確認をしましたうへは、カードまたは暗証番号につき偽造、変造、その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。
2. 操作機の故障等の場合に、貸金庫取引に関する書類に使用された届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、

相違ないものと認めて開庫その他の取扱いをしましうえはそれらの書類につき偽造、変造、その他の事故があっても、そのために生じた損害について当組合は責任を負いません。

第9条 損害の負担等

1. 災害、事変その他の不可抗力の事由または当組合の責めによらない事由により、貸金庫設備の故障等が発生した場合には、貸金庫の開庫に応じられないことがあります。このために生じた損害について、当組合は責任を負いません。
2. 前項の事由による格納品の紛失、滅失、毀損、変質等の損害について当組合は責任を負いません。
3. 借主の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当組合または第三者が損害を受けたときは、その損害を賠償していただきます。

第10条 解約等

1. この契約は借主の申出により、いつでも解約することができます。この場合、カード、正鍵および届出の印章を持参し、当組合所定の手続きをしたうえで貸金庫を直ちに明渡してください。なお、カード、正鍵、または届出の印章を喪失した場合に解約するときはこのほか第8条に準じて取扱います。
2. 次の各号の一つでも該当する場合には、当組合は、いつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当組合から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続きをしたうえで貸金庫を明渡してください。第2条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。
 - ①借主が使用料を支払わないとき
 - ②借主が行方不明のとき
 - ③借主について相続の開始があったとき
 - ④借主の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当組合もしくは第三者に損害を与え、またはその恐れがあると認められる事由が生じたとき
 - ⑤店舗の改装、閉鎖その他、相当の事由があるとき
 - ⑥カードの改ざん、不正使用その他相当の事由があるとき
 - ⑦借主が自動貸金庫規定に違反したとき
3. 前2項の明渡しが遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から明渡し日の属する月までの使用料相当額を月割計算によりお支払いいただきます。この場合、第3条第3項に基づく払戻金は遅延損害金に充当します。不足額が生じたときは、直ちにお支払いいただきます。
4. 第1項または第2項の明渡しに3ヶ月以上遅延したときは、当組合は副鍵を使用して貸金庫を開庫のうえ、格納品を別途管理し、一般に適当と認められる方法、時期、価格等により処分が困難な場合には破棄することができるものとします。なお、貸金庫の開庫に際して当組合に公証人の立会いを求めることができるものとします。これらに要する費用は借主の負担とします。
5. 使用料、遅延損害金その他借主が負担すべき費用が支払われないときは、前項の処分代金を充当できるものとします。この場合不足額が生じたときは、当組合から請求があり次第お支払いいただきます。

第11条 貸金庫の修繕、移転等

貸金庫の修繕または移転その他やむを得ない事情により、当組合が格納品の一時引取りまたは貸金庫の変更を求めたときは、直ちにこれに応じてください。

第12条 緊急措置

法令の定めるところにより貸金庫の開庫を求められたとき、または店舗の火災、格納品の異変等緊急を要するときは、当組合は副鍵を使用して貸金庫を開庫し臨機の処置をできるものとします。このために生じた損害については、当組合は責任を負いません。

第13条 譲渡、転貸の禁止

- ①貸金庫の使用権は譲渡、転貸または質入することはできません。
- ②カードは譲渡、貸与または質入することはできません。

以 上